

データマーケティングサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、利用者と株式会社ファミリーマート（以下「FM」という）の二者間で、利用者がFMまたはFMの加盟者が運営するコンビニエンスストアチェーンの店舗（以下「FM店」という）における商品の販売動向等を把握し、FMに対する品揃えおよび棚割りの提案力を向上することを目的として利用する、マーケティング関連のサービス（以下「本サービス」といい、第2条に定義する）にかかる契約関係について定めることを目的とする。利用者は、本規約に同意のうえ、本規約に基づき本サービスの個別発注を行うものとする。

第2条（本サービス）

1. 本サービスとは、以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) FM店の購買データに関連する分析業務（以下「アドホック分析」という）
 - (2) FMが管理・提供するスマートフォン用アプリケーション「ファミペイ」の利用にあたり、FMが管理・運営する会員組織への会員登録を行ったファミペイ会員のサービス利用履歴、購買履歴等の情報基盤を活用した調査票設計、実査、集計、分析レポート、マーケティングその他の調査業務（以下「アンケート分析」という）
2. 前項の本サービスの内容、実施期間または期日、成果物の納入日、対価その他本サービスの履行に必要な条件は、本規約に定めるものを除き、本サービスの発注書（第3条に定義）にて、都度定めるものとする。

第3条（本契約の成立）

1. 本サービスの委託に関する契約（以下「本契約」という）は、利用者が本規約に同意のうえ、本サービスにかかる発注書（以下「発注書」という）を、FMに対し提出し、FMが当該発注書を受領し、承諾の通知をしたときに、本規約および発注書の内容を契約内容として成立するものとする。なお、利用者が本サービスのうちアドホック分析を委託する場合は、「アドホック分析用発注書」を、アンケート分析を委託する場合は「アンケート分析用発注書」をFMに対し提出するものとする。
2. FMは、必要のある場合、本規約の内容を変更することができる。
3. 本規約の各条項と発注書の内容に矛盾、齟齬または不一致がある場合、発注書の定めが優先して適用されるものとする。

第4条（成果物の納入・引渡し）

1. 本サービスの履行に関連して、利用者に対する納入物（以下「成果物」という）がある場合、FMは、発注書に定める期日までに成果物を利用者に対し直接納入するものとする。
2. 利用者は、前項に基づく成果物の納入後、3営業日以内に成果物の受入検査を行い、成果物が発注書記載の内容・量と合致しているかの確認を行うものとし、FMに当該検査の結果をFM所定の方式により報告するものとする。本サービスおよび成果物のFMから利用者への引渡しは、当該検査合格時をもって完了するものとする。なお、当該期間内に利用者からFMに何らの意思表示もなされない場合は、当該期間の経過した日をもって成果物は当該検査に合格したものとみなす。
3. 前項に定める検査の結果が不合格となった場合、FMの負担により修補等を行い利用者へ納入するものとし、利用者は必要とする範囲で前項所定の検査を再度行うものとする。
4. FMは、成果物について、第2項の引渡完了後も、FMの業務上必要と定めた範囲内において

成果物を利用できるものとし、利用者はこれを予め了承する。

第5条（成果物の管理、第三者への開示）

1. 利用者は、成果物について、利用者の社内における分析以外の目的での利用を行ってはならない。また、成果物を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、すべての合理的な漏えい防止手段を講ずる。
2. 利用者が、成果物を利用者の業務上必要な範囲内において第三者に開示し、または閲覧させる場合には、事前にその目的および相手先を明らかにしFMに書面で通知のうえ、承諾を得なければならない。ただし、利用者は、本契約成立に際してFMと利用者が協議の上選定した第三者（発注書に記載のとおり）に対しては、業務上必要な範囲内に限り、利用者がFMに対して負う守秘義務と同等の守秘義務を課したうえで成果物を開示することができるものとし、FMはこれをあらかじめ承諾する。
3. 前項の場合、利用者は、当該第三者に対して本契約に基づき負担するのと同じ義務を利用者の責任で課すとともに、当該第三者の行為について連帯してFMに対し責任を負う。また、FMは、当該第三者の成果物の利用状況、及びそれに対する利用者の監督状況等を勘案し、成果物の開示が不適と考える場合は、前項に定める承諾を撤回することができる。

第6条（提供物等）

1. 利用者が、本サービスの遂行のために必要であると判断してFMに提供するデータ、画像、動画、製品等（以下、総称して「提供物」という）について、利用者は自己の責任と費用によりこれらを用意し、FMに提供する。なお、FMによる提供物の使用は、本契約に別段の定めがない限り無償とする。
2. FMは、本サービス（成果物の作成および納入を含むが、これらに限られない）のうち提供物を使用し、または依拠した部分（以下「提供物関連業務」という）の正確性、完全性、正当性および適法性について一切責任を負わないものとする。
3. 提供物または提供物関連業務について第三者より何らかの苦情、クレーム、警告、訴えの提起、その他主張等がなされた場合、利用者は、専らFMの責に帰すべき事由による場合を除き自己の責任と費用をもってこれに対応し、解決しなければならないものとする。なお、提供物に起因してFMまたは第三者に損害が発生した場合、利用者は生じた損害を賠償するものとする。

第7条（FMの名称の使用）

利用者は、成果物に関する内容または情報について、FMの商号、名称等を付して利用者以外の第三者に対する開示、公表または提供を希望するときは、事前に第5条2項の承諾に加え、商号、名称等を付すことにつき、FMの書面による承諾を得なければならない。

第8条（委託料）

1. 利用者は、本サービスの履行の対価として発注書に定める委託料をFMに対し支払うものとする。
2. 利用者はFMに対し、第4条第2項に基づく成果物の引渡完了日の翌月末日（当該日が金融機関休業日の場合はその翌営業日とし、順延期間が3日以上になる場合はその前営業日とする）までに、前項の委託料に賦課される消費税および地方消費税相当額を加算し、FMが指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は利用者の負担とする。

第9条（再委託）

FMは、本サービスの全部または一部を第三者にさらに再委託することができるものとする。

第10条（成果物の権利帰属）

成果物に関する知的財産権その他の権利は、FMに留保されるものとし、FMは利用者に対して成果物の利用に関して必要な限りにおいて、当該知的財産権の非独占的な利用権を付与するものとする。なお、当該利用に関する利用料は、発注書に定める委託料に含むものとする。

第11条（保証）

1. FMは、成果物が第三者の権利を侵害していないこと、利用者が成果物を利用することにより期待する成果等について一切の保証を行わない。
2. 利用者は、成果物の利用につき一切の責任を負うものとし、当該利用によって利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、FMはかかる損害の賠償その他一切の責任を負わない。

第12条（権利侵害）

成果物に関して、第三者との間で特許権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権の侵害に関するクレーム、警告、訴えの提起その他の紛争（以下「紛争等」という）が生じた場合には、利用者が自己の費用と責任において紛争等の解決にあたるものとする。

第13条（秘密保持）

1. 利用者は、本契約の履行に関連してFMから開示を受ける営業上、技術上、経営戦略上、財務上、その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を事前にFMの書面による承諾を得ることなく、秘密情報を合理的に知る必要があつて、本契約に定めるものと同等の秘密保持義務を負う自己の役員および従業員、ならびに法律上の秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の公的資格を有する者を除く第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、FMから利用者へ開示する情報のうち、アプローチ方法、問題解決手段、分析方法、アイデア、およびノウハウに関する情報については、本項の定めにかかわらず秘密情報とし、本条の適用を受けるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - （1）開示のときに、既に公知であつた情報、または既に利用者が保有していた情報
 - （2）開示後、利用者の責によらず、公知となつた情報
 - （3）開示後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - （4）秘密情報によることなく利用者が独自に開発または創作した情報
3. 利用者は、事前にFMの書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとし、また本サービスの利用に合理的に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならないものとする。
4. 第1項の定めにかかわらず、利用者は、秘密情報につき、裁判所、行政機関その他公権力の命令により、秘密情報を開示する必要がある場合には、当該命令をなした機関当局に秘密情報を開示することができるものとする。ただし、かかる場合、利用者は、FMにその旨直ちに通知するものとし、当該命令に基づく開示につき、適切な措置を講じる機会を与えるものとする。

5. 利用者は、本サービスが終了した場合、または、FM から要求のあったときには、秘密情報（本条第3項に基づく複製物を含むものとする）を直ちにFM に返還または廃棄するものとする。
6. 前各項の定めにかかわらず、利用者とFM との間で別途本サービスに関して秘密保持契約を締結した場合には、当該秘密保持契約の内容が本条の規定に優先して適用されるものとする。

第14条（個人情報ならびに個人関連情報の取扱いについて）

利用者は、本サービスに関連して取得した個人情報ならびに個人関連情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他適用ある法令およびガイドラインを遵守するものとする。

第15条（損害賠償）

1. 利用者は、本契約及び本サービスに関し、自己の責に帰すべき事由によりFM に損害を与えた場合、当該損害のうち通常かつ直接に生じた損害を賠償するものとする。
2. FM は、本契約上及び本サービスに関し、自己の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、当該損害のうち通常かつ直接に生じた損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額については、本契約に定める委託料の額を上限とする。

第16条（免責）

本サービスのうち、アンケート分析の実施にあたり、利用者が提供するサンプル品を調査対象者（以下「モニター」という）に対して試飲、試食または試用させる場合、本サンプル品の欠陥等によってモニターの身体、生命、財産などモニターに対して何らかの損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任で当該損害を賠償するものとし、FM はこれらに関し何らの責任を負わないものとする。本サンプル品の欠陥等に起因してモニター以外の第三者に損害が生じた場合も同様とする。

第17条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、伝染病・感染症等の流行その他当事者の責に帰すことのできない事由により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合、FM はその責を負わないものとする。

第18条（有効期間）

本契約の有効期間は、第3条第1項に基づく本契約の成立日から、第8条第2項に基づく委託料の支払が完了する日までとする。

第19条（解除）

1. FM は、利用者が次の各号の一つにでも該当する場合、何らの催告その他の手続きを要することなく、本契約の全部または一部を直ちに解除することができる。なお、これにより被った損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約の各条項の一つにでも違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき。
 - (2) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の義務を履行できる見込みがないとき。
 - (3) 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止となったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき。
 - (4) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

- (5) 仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申し立ての処分を受けたとき。
 - (6) 破産、特別清算、民事再生手続きもしくは会社更生手続き開始の申立を受け、または自ら申立てたとき。
 - (7) 第20条に違反したとき。
 - (8) 前各号の事態が生じるおそれがあると判断される相当の事由があるとき。
2. 前項に基づき本契約が解除された場合、FM は、当該解除の時点までに実施した本サービスに係る成果物を利用者に引渡し、利用者は、当該時点までの本サービスに係る対価をFM に支払うものとする。

第20条（反社会的勢力の排除）

利用者およびFM は、現在および将来において、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 自己または自己の役員もしくは実質的に経営権を有する者（以下総称して「自己の役員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に属していないこと。
- (2) 反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。
- (3) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。
- (4) 前各号のほか、自己または自己の役員等が、反社会的勢力と関係を有することによって、社会的に非難されることがないこと。

第21条（権利義務の譲渡）

利用者は、本契約に基づき、FM に対して有する権利又は FM に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第22条（残存条項）

本契約終了後といえども第4条第4項、第5条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第19条第1項の損害賠償請求の規定、同条第2項、第21条、本条、第23条および第24条の定めは、引き続き適用される。

第23条（協議）

本規約及び本契約について疑義や定めのない事項が生じた場合には、利用者およびFM は誠意をもって協議し円満解決を図り、相互の信頼関係を破壊することがあってはならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

特約

FM は、アンケート分析利用契約について、以下の者を代理店に選定することがあるものとし、この場合、代理店と締結するアンケート分析利用契約においては、本規約第2条以降の「FM」を「FM または代理店/FM および代理店」と読み替えるものとする。

代理店

- ① 株式会社データ・ワン
- ② マイボイスコム株式会社
- ③ 伊藤忠インタラクティブ株式会社

以上

制定	2023年	3月	1日
改定	2024年	3月	1日
改定	2024年	6月	15日